

令和4年1月21日

指定障害福祉サービス事業所（訪問系事業所を除く。）・

指定障害者支援施設 管理者様

横須賀市民生局福祉部

障害福祉課長

社会福祉施設等におけるブロック塀等の安全対策状況の調査について（依頼）

本市の障害福祉施策の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により女子児童が亡くなった事故を受け、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課等より平成30年6月22日付け事務連絡が発出されました。

また、その後、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課外からの事務連絡を受け、令和元年度及び令和2年度に社会福祉施設等におけるブロック塀等の安全対策状況調査を行ったところです。

この度、標記について、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課等から、別添のとおり調査の依頼がありました。つきましては、次に該当する施設等におかれましては、下記問合せ先まで御一報ください。

＜報告について＞

○ 令和2年11月以降、有するブロック塀に新たに安全性に問題が発見された場合には、1月28日(金)までに下記問合せ先まで御一報ください。

※ 問題がない場合には、報告の必要はありません。

問合せ先

横須賀市民生局福祉部

障害福祉課計画係 網代（あじろ）

電話 046-822-9398（直通）

ファクシミリ 046-825-6040

事務連絡  
令和4年1月7日

各都道府県 児童福祉  
障害福祉  
高齢福祉 主管部局 御中

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課  
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
老健局高齢者支援課

社会福祉施設等におけるブロック塀等の安全対策状況及び非常用自家発電設備の整備状況の調査について（依頼）

国は「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）を踏まえ、社会福祉施設等においては、安全性に問題があるブロック塀等の改修及び災害発生時の入所者等の安全を確保するための非常用自家発電設備の整備を推進してきました。

また、令和3年度以降においても引き続き「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）を踏まえ、推進しております。

つきましては、今後の整備予定時期も含めて、これらの整備状況等を把握するために、下記のとおり、調査を実施しますので、別添の回答様式に沿ってご提出をお願いします。

記

1 送付書類

①社会福祉施設等におけるブロック塀等の安全対策状況及び非常用自家発電設備の整備状況の調査について（依頼）（本事務連絡）

②回答様式【ブロック塀】

③回答様式【自家発】

※回答様式（Excel）のシート「調査対象一覧」に調査対象となる施設が記載されています。

④「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」の概要

⑤「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」の概要

## 2 提出書類

別紙回答様式を作成の上、ご回答ください。

※提出の際は、ファイル名の【自治体名】の部分に自治体名を入力し、提出してください。（例：【○○県】回答様式【ブロック塀】）

## 3 提出期限

令和4年1月31日（月）

※指定都市・中核市を含めて、都道府県において集計をお願いします。

## 4 留意事項

- ・令和3年10月1日の状況を記入してください。
- ・社会福祉施設等を所管する厚生労働省各所管部局別に回答を作成いただき、下記回答先に、ご回答ください。
- ・同一敷地内で複数の施設を運営している場合は、ブロック塀の位置関係や施設の利用実態に応じていずれか1つの施設で計上してください。
- ・集計のため、様式は変更せず必ずエクセルファイルのままご提出ください。
- ・前回のフォローアップ調査（令和2年10月）の結果をふまえてご回答願います。

## 5 問い合わせ先・回答先

### ①子ども家庭局関係施設について

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室調整係

TEL: 03-5253-1111 (内線: 4961)

E-Mail : jidouseibi@mhlw.go.jp

### ②障害保健福祉部関係施設について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課福祉財政係

TEL : 03-5253-1111 (内線: 3035)

E-Mail : fukuzai@mhlw.go.jp

### ③老健局関係施設について

厚生労働省老健局高齢者支援課施設係

TEL: 03-5253-1111 (内線: 3927)

E-Mail : kiban-seibi@mhlw.go.jp

**概要:** 平成30年北海道胆振東部地震・大阪北部地震を踏まえ、以下3つの緊急対策を実施する。

- ① 地震発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する社会福祉施設等の安全を確保するため、耐震化状況調査の結果を踏まえ、耐震性が無い施設約4,120箇所について、耐震化整備
- ② ブロック塀等の倒壊事故を防止し、利用者等の安全を確保するため、社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検の状況調査の結果を踏まえ、安全性に問題のある施設約7,025箇所について、ブロック塀等の改修整備
- ③ 停電時に医療的配慮が必要な入所者等の安全を確保するため、社会福祉施設等の非常用自家発電設備の整備見込調査の結果を踏まえ、今後整備予定のある施設約1,176箇所について、非常用自家発電設備整備

**府省庁名:** 厚生労働省

## 耐震化整備

**箇所:** 約4,120箇所

(子ども: 約1,474か所 障害児・者: 約1,671か所  
高齢者: 約882か所 その他: 約93か所)

昭和56年以前に建築された施設のうち、耐震診断の結果、改修の必要があるとされた施設

**期間:** 2020年度まで

**実施主体:** 都道府県、市区町村

**内容:** 柱や壁など躯体の耐震補強改修工事等を実施することで、地震発生による建物の倒壊、破損等を防止

**達成目標:** 2020年度までに社会福祉施設等の耐震化率を約95%まで向上させる

## ブロック塀等改修整備

**箇所:** 約7,025箇所

(子ども: 約3,526か所 障害児・者: 約1,564か所  
高齢者: 約1,857か所 その他: 約78か所)

劣化、損傷や高さ、控え壁等に問題があるブロック塀等を設置している施設

**期間:** 2019年度まで

**実施主体:** 都道府県、市区町村

**内容:** 改修工事等を実施することで、地震発生によるブロック塀等の倒壊、破損等を防止

**達成目標:** ブロック塀等改修整備が必要な社会福祉施設等約7,025箇所を全て対策完了

## 非常用自家発電設備整備

**箇所:** 約1,176箇所

(子ども: 約10か所 障害児・者: 約298か所  
高齢者: 約861か所 その他: 約7か所)

非常用自家発電設備が現在未整備で、今後、整備予定のある施設

**期間:** 2019年度まで

**実施主体:** 都道府県、市区町村

**内容:** 非常用自家発電設備の整備を実施することで、地震発生による停電の際、事業の継続を可能とする

**達成目標:** 非常用自家発電設備の整備予定がある社会福祉施設等約1,176箇所全て対策完了

# 社会福祉施設等の防災・減災に関する緊急対策

**概要：**近年頻発する豪雨等の災害に伴い発生する停電・土砂災害・浸水災害を踏まえ、以下4つの緊急対策を実施する。

- ① 社会福祉施設等の耐震化を進めることにより、地震発生による建物倒壊等での人的被害を防ぐ
- ② 非常用自家発電設備の整備を進めることにより、停電時においてもライフラインの確保を可能とする
- ③ 安全性に問題のあるブロック塀等の改修を進めることにより、地震発生によるブロック塀等の倒壊等での人的被害を防ぐ
- ④ 社会福祉施設等において、水害対策のための施設改修等を推進することで、被害を最小限に抑える

府省庁名：厚生労働省

## ①耐震化整備

箇所：約1,024カ所

<児童関係施設等：約595カ所、障害児者関係施設：280カ所、介護関係施設：65カ所、その他関係施設：84カ所>

昭和56年以前に建築された施設のうち、耐震診断の結果、改修の必要があるとされた施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：柱や壁など躯体の耐震補強改修工事等を実施することで、地震発生による建物の倒壊、破損等を防止する。

達成目標：社会福祉施設等の耐震化を推進する。

## ②非常用自家発電設備整備

箇所：約2,857カ所

<児童関係施設等：約5カ所、障害児者関係施設：約495カ所、介護関係施設：約2,350カ所、その他関係施設：約7カ所>

非常用自家発電設備が現在未整備で、今後、整備予定のある施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：非常用自家発電設備の整備を実施することで、地震発生による停電の際、事業の継続を可能とする。

達成目標：社会福祉施設等の非常用自家発電設備の整備を推進する。

## ③ブロック塀等改修整備

箇所：約1,472カ所

<児童関係施設等：約385カ所、障害児者関係施設：約255カ所、介護関係施設：約820カ所、その他関係施設：約12カ所>

劣化、損傷や高さ、控え壁等に問題があるブロック塀等を設置している施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：改修工事等を実施することで、地震発生によるブロック塀等の倒壊、破損等を防止する。

達成目標：社会福祉施設等のブロック塀等の改修を推進する。

## ④水害対策強化

箇所：約1,690カ所

<児童関係施設等：約45カ所、障害児者関係施設：約470カ所、介護関係施設：約1,175カ所>

水害による危険性が高い地域において、安全な避難のための整備が必要な施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：施設の改修工事等を実施することで、利用者の安全で迅速な避難を確保する。

達成目標：水害による危険性が高い地域に所在する施設の改修等の整備を推進していく。